

Vol.12 No.59 2016年 3月

### 栃木県の独自規制の見直しにより 規制が変わります

栃木県内産業の活性化と県民や事業者の負担軽減を目指し、工場等の各種規制や開発許可に関する指針や基準の見直しが行われました。

#### 1. 工場等の廃ガス・排水に関する自主測定報告の廃止

これまで、特定施設を設置する事業者において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく測定結果を、栃木県専用の提出用紙で行政へ定期測定時に報告をしていました。平成28年4月1日より、これらの負担低減を見込み、基準超過などの場合を除き、提出用紙による報告は廃止されます。ばい煙や排水などの自主測定は、引き続き行う必要があります。また、県条例における県南8市町の指定地域を除き、地下水採取量の定期報告も廃止されます。

#### 2. 温泉法関係の一部廃止及び審査基準の緩和

温泉の掘削及び利用許可に関する細則の緩和が平成28年4月1日より行われます。詳細内容については、平成28年3月中旬に栃木県のホームページに掲載されます。

#### 3. 大規模小売店舗立地法事務処理要綱の緩和

現在、大店立地法に係る交通流動予測は600台/時間以上の来場数、200台/時間以上の来場数又は一方向から100台/時間以上で周辺に混雑が見られる場合必要でした。平成28年4月1日より交通流動予測は、店舗面積が約10,000m<sup>2</sup>且つ周辺に混雑のおそれがある場合に行うこととなります。

#### 4. 環境影響評価・自然環境調査の緩和

工業団地等の造成時の環境影響評価の対象面積基準を20haから50haに緩和する予定です。また、自然環境保全協定の実施要綱に基づく自然環境調査の対象面積基準を5haから20haに緩和する予定です。これらの緩和は、国立公園や自然環境保全地域等を除きます。

#### 5. 主要な見直し検討内容一覧

今回実施された独自規制の見直し検討内容の一覧を下表に示します。本文で紹介した以外にも農地転用や観光振興を目指した景観・屋外広告に対する緩和など様々な分野で規制緩和が見込まれます。

表: 栃木県の独自規制の見直し検討内容一覧

	分類	概要	予定時期	
県内産業の活性化	大規模開発	土地利用・ゴルフ場・別荘地・大規模建築物など	H28年4月予定 (大規模建築物の事前指導要領はH28年4月廃止)	
	温泉法	温泉法関係手続きの緩和		
	大規模小売店舗の設置	交通流動予測の緩和		
		農地の一時転用	農地改良に係る一時転用許可の緩和	H28年度内予定
		景観・屋外広告	観光振興、自己営業の「のぼり旗」基準の緩和	
		開発許可	市街化調整区域における建築許可等の緩和	
		環境影響評価	工業団地等の造成面積の緩和	
県民負担軽減等		自然環境保全緑化	自然環境調査対象の緩和	H27年度実施済
		工場等に対する各種規制等	新規立地時の事前協議の廃止	
	工場等に対する各種規制等		排ガス・排水の行政報告の廃止	H28年4月予定
			地下水採取報告の廃止	
		浄化槽保守点検業の期間延長		
岩石・砂利の採取	岩石採取計画許可の事前協議の廃止	H28年度内予定		
公用地の拡大の推進に関する法律	土地有償譲渡届出の基準緩和			
簡略化	指定管理者制度	指定管理者の指定申請の明確化	H28年4月予定	
	県税減免の手続き	自動車税・自動車取得税減免の簡略化	H27年度実施済	

環境科学センター 水環境部 柿沼範洋

#### 業務内容

調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・品質調査・環境アセス 他）  
 プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メン 他）  
 水処理薬品部門（ホーラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品 他）  
 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）  
 環境に係わる様々な問題に対応致します。お気軽にお問い合わせください。

